

## 郡山市交通教育専門員運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、交通教育専門員（以下「専門員」という。）の制度運用について必要な事項を定めるものとする。

(任用基準)

第2条 専門員の任用は、おおむね次の基準による。

- (1) 市内に居住する18歳以上70歳未満の方。ただし、再任の場合は、おおむね78歳までの方。
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第84条第3項による普通自動車免許を有している方。
- (3) 過去3年間、法第64条及び第65条の違反をしていない方。
- (4) 市税等を滞納していない方。

(勤務時間)

第3条 基準勤務時間は、1月につき25時間とする。

(制服の着用期間)

第4条 専門員の制服の着用期間は、原則として次のとおりとする。ただし、次の期間内であっても、気候の状況を勘案し、冬服又は夏服のいずれか適切な服装を着用することができるものとする。

- (1) 冬服は、4月1日から5月31日までと10月1日から翌年3月31日まで
- (2) 夏服は、6月1日から9月30日まで

(研修)

第5条 市長は、専門員の研修を随時、次の事項について行うものとする。

- (1) 専門員としての心構え
- (2) 交通安全教育の要領
- (3) 交通法令及び交通事故の実態と防止策
- (4) その他必要と認める知識、技能等

(専門員の心得)

第6条 専門員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 警察官の権限を侵すようなまぎらわしい行為はしないこと。
- (2) 態度、服装を常に端正に保つとともに、交通法規を遵守し、他の模範となるよう努めること。
- (3) 常に自己研さんに励み、教育指導能力の向上に努めること。
- (4) 業務執行は、言動を慎み誠意をもってあたること。
- (5) 貸与品の適正な管理に努めること。

(専門員にかかる書類の様式)

第7条 専門員について用いる次の表の左欄に掲げる書類の様式は、それぞれ右欄に掲げるところによるものとする。

書類の種類	様式
身分証明書	第1号様式
専門員台帳	第2号様式
勤務月報	第3号様式
勤務台帳	第4号様式
被服及び装備品台帳	第5号様式

(街頭指導の根拠)

第8条 専門員が行う街頭指導は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第4項の規定によるものとする。

(専門員の効率的運用)

第9条 市長は、専門員の業務執行計画を立てるとともに、関係機関・団体と連絡を密にし、専門員の効果的運用を図るものとする。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。